

各務原市空家等管理活用支援法人の指定に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、各務原市長が行う空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定(以下「支援法人の指定」という。)について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 各務原市長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

附 則

この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。